

記入例

書類No.3

生涯学習の会 規約

- 第1条 (名称)
本会を〇〇〇〇と称す。
- 第2条 (事務所)
本会の事務所を会長宅におく。
- 第3条 (入会資格)
本会は、原則として新発田市内に在住、在勤する者をもって組織する。
- 第4条 (目的及び事業)
本会は、〇〇〇〇を通して、会員相互の親睦と〇〇〇〇の向上を図ることを目的とし、事業として月〇回の〇〇〇〇の定例（練習）会や〇〇〇〇等を行う。
- 第5条 (役員)
1. 本会運営のために次の役員をおく。任期は、〇年とし、再任を妨げない。
会長1名 副会長〇名 会計〇名 監事〇名
2. 各役員の職務は次のとおりとする。
会長は、本会を代表して会を統括し、会議を招集して議長を決める。
副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。
会計は、本会の会計を掌握する。
監事は、本会の会計を監査する。
- 第6条 (会議)
本会の会議は、年1回開かれる総会と、前記の役員による役員会とする。
- 第7条 (定足数)
本会の会議は、それぞれの定数の過半数の出席で成立する。
- 第8条 (運営)
本会の運営は、会員から徴収する月￥〇〇〇〇-の会費をもってあてる。
- 第9条 (会計年度)
本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 第10条 (変更)
この規約は、総会において、出席者の3分の2以上の承認がなければ変更できない。

付則 この規約は、令和〇〇年〇月〇日から施行する。

規約の施行日は
会の設立年月日以降
でかつ
認定申請日以前
の日付となります